

# 山形県臨床細胞学会会則

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本会は山形県臨床細胞学会と称する。

## 第 2 章 目的および活動

第 2 条 本会は地域の臨床細胞学の発達を図るを以って目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 総会およびその他の学術的集会
2. その他地域における細胞診学の発達に寄与しうると思われる活動

第 4 条 本会の事務局は川西町大字西大塚2000番地 公立置賜総合病院臨床検査部内に置く。

## 第 3 章 会 員

第 5 条 会員は日本臨床細胞学会会員に限る。

第 6 条 会員は毎年3月末日までに事務局に会費を納入する義務がある。

第 7 条 会員は総会または集会に出席して業績を発表し発言する事が出来る。

第 8 条 会員は退会または転居する場合は事務局に通知しなければならない。2年以上引き続き会費を滞納し理由なくして督促に応じない場合、その他会員として名誉を傷つけた場合は理事会の決議により退会せしめることができる。

第 9 条 本会に多大な貢献をなしたものは理事会の決議に基づいて名誉会員に推薦されることがある。

第 10 条 本会の趣旨に賛助する目的で特別会費を納入する個人または法人を賛助会員とする。

## 第 4 章 役 員

第 11 条 本会に代表1名、副代表3名以内、理事若干名（内5名を常任理事、数名を会務担当理事とする。）監事2名の役員を置く。

第 12 条 代表は学会を代表し、会務を主宰する。  
副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。  
理事は会務に関する重要事項を協議し実行する。

監事は会務を監査する。

- 第 13 条 代表、副代表、常任理事は理事の互選によって定められ、理事、監事は会員の互選によって定められる。  
役員の任期は3年とし、再選を妨げない。

## 第 5 章 学術集会並びに会議

- 第 14 条 本会は年1回総会を開催する。総会の運営は代表がこれを行う。  
第 15 条 代表は年1回定期理事会を召集する事ができる。  
その際必要に応じて監事を召集することができる。  
第 16 条 代表は理事会にはかり総会以外の集会を開催することができる。  
第 17 条 代表は学術集会を含む活動状況を年1回日本臨床細胞学会会長に報告する。

## 第 6 章 会 計

- 第 18 条 本会の経費は会費および寄付金をもって当て、会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
前年度収支決算は理事会の承認を得て毎年総会において報告する。  
第 19 条 本会の会費は  
医師6,000円、医師以外3,000円、賛助会員1口20,000円とする。

## 第 7 章 会 則 の 変 更

- 第 20 条 会則の変更は理事会の決定によって行われる。

### 附 則

本会則は昭和58年2月26日から実施する。  
本会則は平成8年7月26日から実施する。  
本会則は平成19年1月12日から実施する。  
本会則は平成25年4月1日から実施する。  
本会則は平成26年4月1日から実施する。  
本会則は平成27年9月19日から実施する。  
本会則は平成28年4月1日から実施する。  
本会則は令和2年4月1日から実施する。  
本会則は令和5年4月1日から実施する。